

2020年4月24日

軍学共同反対連絡会 御中

国立大学協会会長
永 田 恭 介

2020年4月13日付の質問書に対しまして、以下の通り回答いたします。なお、本文書と同趣旨のことは、2020年1月29日の国立大学協会総会後の記者会見において国立大学協会の見解として既に概要をご説明しています。

1. 質問1について

国立大学協会の第39回総会（1967年6月27日）における議論を踏まえ、大河内会長の所見を公表しています。

そこでは、「外国の軍の資金等の援助・・・を受けることは、日本の大学として望ましくない。」としつつ、「ほんらい、平和目的と軍事目的との区分は、しばしば不分明であるのだから、研究の性格については、それぞれの専門領域に責任を負っている者の学問的良心による判断が要請される。このことはまた、研究者個人に対してのみならず、大学における個々の部局や管理機関に対してもあてはまる。」としています。

（貴会質問1に記述されている「戦争中の手痛い体験の反省と・・・軍事研究にも協力すべきでない。」との部分は、大河内会長所見にはありません。）

その後、現在に至るまで、国立大学協会において会員大学から方針の転換について異議を唱え、議論を行うべきとの意見は出されておらず、当時の考え方は、現在も維持されています。

2. 質問2（1）について

1967年の大河内会長の声明においては、「平和目的と軍事目的との区分は、しばしば不分明である」との認識は示していますが、「軍事研究」という用語は用いておりません。

軍事研究という言葉の定義は、それぞれの立場での考え方や価値観等により、その捉え方が異なり曖昧です。学問研究は、本質的にその扱いによって、平和目的にも軍事目的にも利用される両義性（デュアル・ユース）をはらんでいます。

3. 質問2（2）及び質問3について

上記にも述べられているとおり、この問題は、我が国の全ての研究者が、人道に反しないことを常に自問自答するとともに、国公私立大学はすべからく個々の研究者の学問研究の自由を保障しながら、研究成果の公開性が学術研究の健全な発展の根幹をなすことを踏まえ、各大学の理念に基づき個別事例に応じて慎重な議論を行い対応していく問題だと認識しています。

（以上）